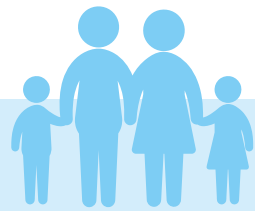


# Q&Aで学ぶ 家族信託の メリットと注意点



ここでは、FPが押さえておきたい  
家族信託の基本的な事項について、Q&A形式で解説する。

## Q1

### そもそも家族信託とは何か。 普及してこなかった理由は？



## A

「家族の家族による家族のための財産管理」。  
ニーズはあったが実務面での対応が遅れていた

### 「家

族信託」は、所有者が親、財産を託す相手（財産管

理を担う者）が、その子や孫等の家族である信託の仕組みの俗称である。つまり、家族を信じて財産を託す形態であり、いわば「家族の家族による家族のための財産管理」といえる。

信託を説明する際には、3名の登場人物が出てくる（**図表**）。1人目は、今現在財産を持っている者で、これからの財産管理や処分を任せる立場の者。高齢の父親や母親をイメージするとわかりやすい。法律上は「委託者」という。

2人目は、託された財産（信

託財産」という）の管理処分を担う立場の者。委託者の子や孫、甥姪をイメージするとわかりやすい。法律上は「受託者」という。

3人目は、信託財産から経済的な利益（賃貸不動産における賃料収入や株式における利益配当がイメージしやすい）を受け取る者。法律上は「受益者」という。

家族信託の実務においては、これまで財産を持っていた委託者がそのまま受益者の立場に立つことが一般的なので、実質的に登場人物は2名であり、親が子に管理を任せ、その経済的な利益は今までどおり親が受け取るというイメー

ジとなる。  
このように「家族信託」は、「財産管理の委任」や「管理委託」と

### 家族信託のイメージ

